

越 谷 市  
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年4月

越 谷 市



# 目次

第1章 はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2 取組みの経緯	1
3 越谷市の新型インフルエンザ等対策行動計画の作成	2
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	5
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	8
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	10
5 対策推進のための役割分担	12
6 発生段階	14
7 行動計画の主要7項目	16
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保	
8 緊急事態宣言時の措置	29
第3章 各発生段階における対応	32
1 未発生期（国内・海外未発生）	33
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保	
2 海外発生期	38
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 予防接種	

(6) 医療	
(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保	
3 国内発生期 .....	42
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保	
4 県内発生早期 .....	48
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保	
5 県内感染拡大期 .....	55
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保	
6 小康期 .....	62
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保	
別表 1 病原性による医療の対策の選択について（概要） .....	65
参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 .....	66
用語解説 .....	68

## 第1章 はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、こうした感染症の発生を国家危機と捉えて、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとして、平成25年4月に施行された。

### 2 取組みの経緯

国は、平成17年11月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実にを行うため、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁や自治体を実施する具体的な対応策を定めた。また、埼玉県（以下「県」という。）においても、同年11月に「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、平成20年5月、「感染症法」及び「検疫法」が改正された。また、平成21年2月には、その後の科学的知見を踏まえ、国の新型インフルエンザ対策行動計画が抜本的に見直された。

こうした中、同年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで発生

し、WHOは、同年6月警戒レベルをフェーズ6に引き上げて「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言した。

我が国においても、同年5月に国内で初の感染者が確認され、1年余で約2千万人がり患したと推計された。しかし、この新型インフルエンザ（A/H1N1）の特徴は季節性インフルエンザと類似する点が多く、国ではその対応に当たり、行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととし、数次にわたり基本的対処方針やその運用指針等が示され、県もこれに従い対策が行われた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫した状況が見られた。このため、従前の行動計画における高病原性の新型インフルエンザへの対応に加え、重症度に応じた柔軟な対策が実施できるよう、平成23年に国及び県がそれぞれ新型インフルエンザ対策行動計画を見直した。

### 3 越谷市の新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

本市では、国及び県の新型インフルエンザ対策行動計画を踏まえて、新型インフルエンザ流行時に想定される状況を念頭に置き、各関係機関や近隣市町との連携を図り、発生初期の段階でできる限り封じ込めを行い、感染拡大を最小限にとどめ、社会・経済機能の低下を極力抑制し、健康被害を最小限にとどめるため、平成22年4月に「越谷市インフルエンザ対策行動計画」を策定した。また、「越谷市新型インフルエンザ対策業務継続計画」を策定し、新型インフルエンザの発生に備えてきた。

平成25年4月に特措法が施行され、国においては平成25年6月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が策定され、県においても平成26年1月、政府行動計画に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が策定されたことを踏まえ、本市が平成22年に策定した「越谷市新型インフルエンザ対策行動計画」を踏襲し、特措法第8条の規定される市町村行動計画として新たな「越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定するものである。なお、平成27年4月1日の中核市移行に伴い、越谷市保健所を設置することから、保健所設置市としての市行動計画を策定するものである。

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画との整合性と実効性を図り、本市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置き

つつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な状況に対応できるように、対策の選択肢を示すものである。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

**ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）**

**イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの**

新型インフルエンザ等感染症・新感染症の定義

名称		定義
新型インフルエンザ等 (特措法第2条第1号)	新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)	<p>新型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第1号)</p> <p>新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。</p>
	再興型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第2号)	<p>かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。</p>
	新感染症 (感染症法第6条第9項)	<p>人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。</p>

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、政府

行動計画及び県行動計画が変更された場合などは、適時適切に変更を行うものとする。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、「参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（P66～67）」で示すこととした。



## 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

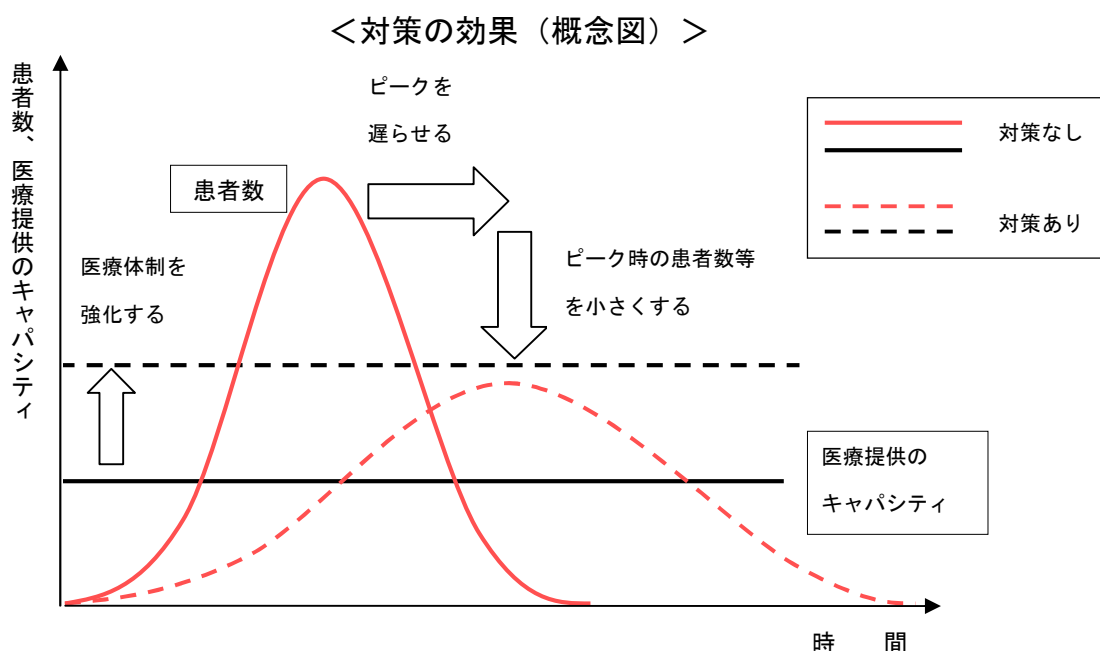
このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- ・ 業務継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

### (1) 対策の選択的实施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そのため、市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

### (2) 戦略の柱

市行動計画においては、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を確立する。

(具体的な対策については、第3章において発生段階ごとに記載する。)

① 発生前の準備

発生前の段階では、地域における医療体制の整備、予防接種体制の整備、市民に対する啓発、業務継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を行う。

② 海外発生段階の対策

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。

③ 国内発生段階での対策

国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定した強力な対策を実施する。

④ 県内発生早期での感染拡大抑制

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討を行う。

⑤ 県内感染拡大期の対応

県内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

⑥ 対策の評価と見直しと柔軟な対応

常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価する。その結果、新型インフルエンザ等の病原性が判明し、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要性がないことが明らかになった場合には、必要性の低下した対策を速やかに縮小・中止する。

事態によっては、臨機応変に柔軟に対応し、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

(3) 社会全体での感染拡大防止策の取組

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対応は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討することも必要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。

#### (4) 市民一人ひとりの感染拡大防止策の取組

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関等による対策だけでは、限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等の対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。

#### (5) 新感染症への対応

平成15年に発生したSARSのような新感染症（当時）については、市行動計画に掲げた対策のうち、治療薬やワクチン接種等以外の公衆衛生対策がより重要である。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市、指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、以下の対策の実施に当たって、県が市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、

理解を得ることを基本とする。

- ・ 医療関係者への医療等の実施の要請・指示
- ・ 不要不急の外出の自粛要請
- ・ 学校、興行場等の使用制限等の要請・指示
- ・ 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用
- ・ 緊急物資の運送・収用
- ・ 特定物資の売渡しの要請・指示

## (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどによっては、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ることに留意する。

## (3) 関係機関相互の連携協力の確保

越谷市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要がある場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

## (4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

政府行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、全人口の25%が罹患すると想定されている。

国・県の被害想定を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

	全 国		埼 玉 県		越 谷 市	
医療機関を受診する患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約75万人～ 約140万人		約34,000人～ 約65,000人	
入院患者数の 上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約53万人	約200万人	約3万人	約11万人	約1,400人	約5,200人
死亡者数の 上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約17万人	約64万人	約9,500人	約36,000人	約400人	約1,700人

※ 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、必要に応じて適宜見直すこととする。

### (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- 市民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤となる。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（免疫を得て）職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

<b>(1) 国</b>
<p>新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進</li> <li>医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施</li> </ul>
<b>(2) 県</b>
<p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。</p> <p>新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携</li> <li>市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供</li> <li>地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進</li> </ul>
<b>(3) 市</b>
<p>市民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を策定する。</p> <p>なお、本市は、保健所を設置する市であることから、感染症法において、地域医療体制の確保やまん延防止に関して県に準じた役割を果たすこととする。また、地域医療体制の確保等に関する協議を行うなど未発生期から県と連携を図る。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対するワクチンの接種や、要援護者等への支援に関し、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施</li> <li>対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と連携</li> </ul>



<b>(4) 医療機関</b>
<p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策</li> <li>・ 必要となる医療資器材の確保</li> <li>・ 診療継続計画の策定</li> <li>・ 地域における医療連携体制の整備</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等患者発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携</li> <li>・ 発生状況に応じて医療を提供</li> </ul>
<b>(5) 指定（地方）公共機関</b>
<p>医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められたもの又は知事が指定するもの。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特措法に基づき業務計画を作成</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策を実施</li> </ul>
<b>(6) 登録事業者</b>
<p>特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生前から、職場における感染対策の実施</li> <li>・ 重要業務の継続などの準備を積極的に実施</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動の継続</li> </ul>
<b>(7) 一般の事業者</b>
<p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染防止の観点から、一部の事業を縮小</li> <li>・ 多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底</li> </ul>
<b>(8) 市民</b>
<p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手</li> <li>・ 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施</li> </ul>

## 6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、県が設定した発生段階の分類に基づき、「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生期」、「県内発生早期」、「県内感染拡大期」、「小康期」の6つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、埼玉県における発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部が判断する。

国、県、市、関係機関等は、行動計画等で示された対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

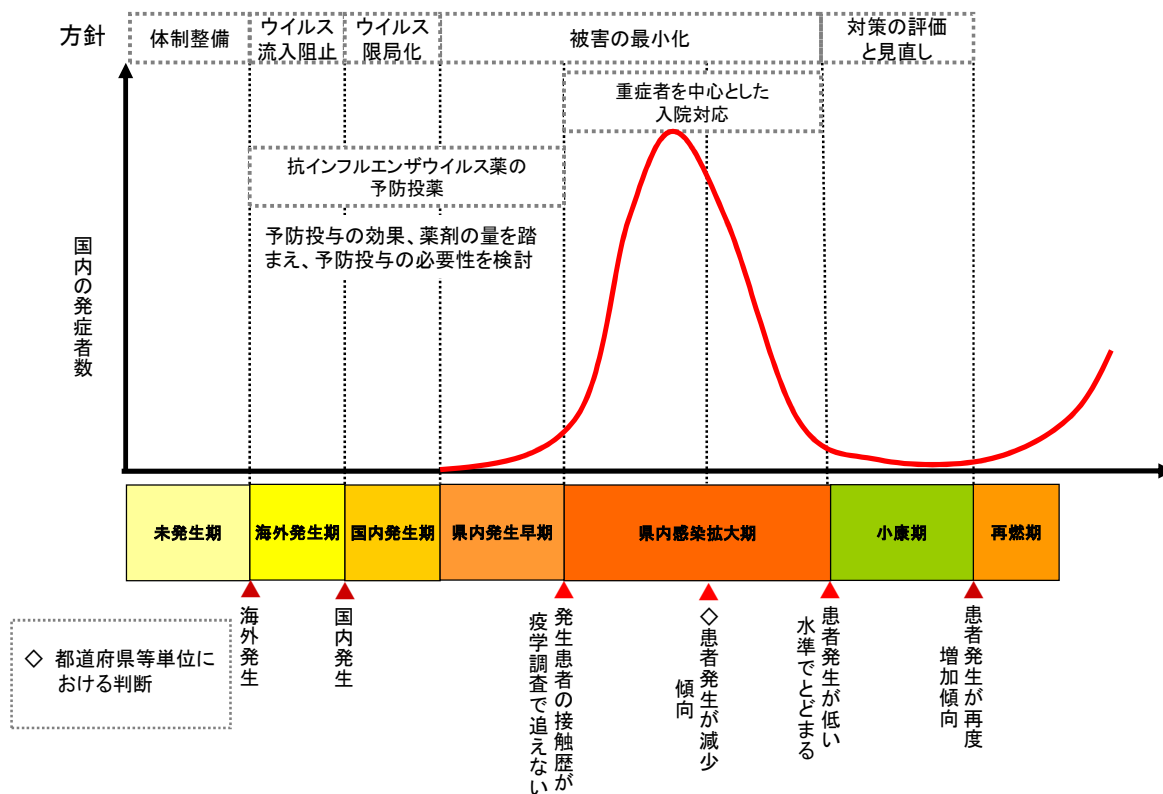
### <発生段階>

発生段階（国）	発生段階 （埼玉県・越谷市）	状 態
未 発 生 期	未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海 外 発 生 期	海 外 発 生 期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国 内 発 生 早 期	国 内 発 生 期	埼玉県以外のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態
	県 内 発 生 早 期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
国 内 感 染 期	県 内 感 染 拡 大 期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態 ◎感染拡大～まん延期～患者減少
小 康 期	小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※1 これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

※2 県内発生早期及び県内感染拡大期に係る対策については、県内の状況にかかわらず、隣接都県等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

## 発生段階と方針



## 7 行動計画の主要7項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための対策を実現する具体的な対策として、市行動計画は、以下の7項目を主要項目として対策を進める。

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

なお、各項目の対策については、発生段階ごとに示すこととし、横断的な留意点は以下のとおりである。

また、政府対策本部長が埼玉県内を対象区域として緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針及び市行動計画に基づき、必要に応じた措置を講じる。

### (1) 実施体制

#### 1 発生前の体制

新型インフルエンザ等の発生前から、事前準備の進捗を確認し、関係部局の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

#### 2 発生時の体制

海外において、新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、国及び県からの情報の収集を行い、必要に応じて市対策会議を開催し、市の対応方針等について検討を行う。県や近隣の市町と連携を図り、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、国及び県が対策本部を設置した場合は、必要に応じて、任意の市対策本部を設置し、速やかに対策本部会議を開催し、市の対応方針等を決定し、関係部局の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに市対策本部を設置し、速やかに対策本部会議を開催し、政府対策本部及び県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、国の基本対処方針、市行動計画に基づき市の対応方針等を決定し、関係部局の連携を強化し、全庁一体となった新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

本部長は、市対策本部に必要な応じて有識者等の出席を求め、専門的意見を聴取することができる。

#### 越谷市新型インフルエンザ等対策会議

新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合において、必要に応じて、市長を議長として会議を開催し、情報の収集を行い、市の対応方針等について検討を行う。

##### 構成員

議長	市長
副議長	副市長
委員	教育長、市長公室長、企画部長、総務部長、協働安全部長、福祉部長、子ども家庭部長、保健医療部長、保健所長、市立病院事務部長、学校教育部長、消防長

#### 越谷市新型インフルエンザ等対策本部

国内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、必要に応じて、市長を本部長とする任意の市対策本部を設置する。又は、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに市対策本部を設置して、速やかに対策本部会議を開催し、関係部局の連携を強化して、全庁一体となった新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

##### 構成員

本部長	市長
副本部長	副市長
委員	越谷市部設置条例に規定する部及び室の長、保健所長、市立病院長、市立病院事務部長、会計管理者、議会事務局長、教育長、教育総務部長、学校教育部長、監査委員事務局長並びに公平委員会事務局長、消防長

## (2) サーベイランス・情報収集

### 1 サーベイランスの意義

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈するものである。

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者や市民に速やかに還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### 2 発生早期のサーベイランス

海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、積極的疫学調査等により患者の臨床像等の特徴を把握するため、感染経路や臨床情報等の情報収集・分析を行う。

### 3 まん延期のサーベイランス

県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡・重症者に限定した情報収集に切り替える。

### 4 情報の活用等

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、医療体制等の確保に活用する。また、本市で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、迅速かつ定期的に情報提供することにより医療機関における診療に役立てる。

また、国の行う鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスの情報を収集し、これらの動物の間での発生動向を把握する。

### (3) 情報提供・共有

#### 1 情報提供・共有の目的

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を十分認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、項目において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握まで含む。

#### 2 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。このため、外国人や障がい者、高齢者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のための多様な媒体（市ホームページや広報紙等）を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### 3 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解を得ることにより、発生時における市民の適切な行動につながる。特に児童、生徒等に対しては、学校では集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健医療部や教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

#### 4 発生時における市民等への情報提供及び共有

##### (ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

提供する情報の内容は、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えるこ

とが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民に対する情報提供を行う手段として、市ホームページや広報紙等を活用する。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

#### (イ) 相談窓口の設置

新型インフルエンザ等発生時、市民からの一般的な相談に応じるための相談窓口を設置する。相談窓口の体制については、各発生段階に応じた体制とする。また、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。

#### (ウ) 市民の情報収集の利便性向上

新型インフルエンザ等発生時、市民からの一般的な相談に応じるための相談窓口を設置し、相談窓口の体制については各発生段階に応じて充実・強化する。また、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。

#### (エ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。

### (4) 予防・まん延防止

#### 1 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。

ただし、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。



## 2 主な予防・まん延防止

### (ア) 個人における対策

県内発生早期から、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置のほか、患者の同居者等の濃厚接触者に対する健康観察、外出の自粛要請等の感染症法に基づく措置を行う。併せて、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市民へ広く周知を図るとともに、県からの要請に適宜協力する。

### (イ) 地域対策・職場対策

国内発生期から、国及び県と連携し、学校における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や職場における時差出勤の実施など、感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ広く周知を図るとともに、県からの要請に適宜協力する。

### (ウ) その他

海外発生期では、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図る。

## (5) 予防接種

### 1 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目で

は新型インフルエンザに限って記載する。

## 2 特定接種

### (ア) 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

### (イ) 特定接種の対象となり得る者

- (a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### (ウ) 接種順位等

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

### (エ) 特定接種の登録

市は、県と連携し、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行う。

(オ) 特定接種の接種体制

特定接種は原則として集団的接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団的接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となる。

新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員については、所属する県又は市が実施主体として接種を行う。

なお、特定接種を円滑に実施できるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

3 住民接種

(ア) 臨時接種

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの市民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

この場合、原則として集団的接種を行うこととし、全市民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

(イ) 新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、市民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととする。

この場合においても、全市民が接種することができる体制の構築を図る。

(ウ) 接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- (a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）

- (b) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- (c) 成人・若年者
- (d) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

#### (エ) 住民接種の接種体制

市民に対する予防接種は、本市が実施主体として、原則として集団的接種により実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図る。

### 4 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

## (6) 医療

### 1 医療の目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

特に、地域医療体制の整備に当たっては、次に掲げる新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

- ・ 新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）（以下「専用外来」という。）を開設する医療機関
- ・ 特定接種の登録対象となる医療機関

## 2 発生前における医療体制の整備

市は、県や地域の関係機関と密接に連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の確保に向けて調整・検討等を行う。

また、未発生期から専用外来を設置する医療機関のリストを作成し設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

## 3 発生時における医療体制の維持・確保

### (ア) 医療に関する情報提供等

海外発生期以降の段階では、正確かつ迅速な情報提供体制の維持（症例定義や診断・治療に関する情報等の周知、院内感染対策の強化の要請等）、外来・入院医療体制の確保（受入れ可能患者数等の把握、感染症指定医療機関等との調整等）に努める。また、県保健所が主催する地域別対策会議に参画し、関係機関との連携や、医療関係団体との連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の確保について協議・検討する。

### (イ) 発生早期の医療体制

発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。また、発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

#### a 新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内感染拡大期に移行するまでは専用外来を確保して診療を行う。ただし、新型インフルエンザ等の患者は、専用外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、専用外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接

種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

**b 帰国者・接触者相談センター**

新型インフルエンザ等が海外で発生し、専用外来を設置した場合、速やかに帰国者・接触者相談センターを越谷市保健所に設置する。

帰国者・接触者相談センターは、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、専用外来へと受診調整する。新型インフルエンザ等により患っている危険性が高い者を専用外来に集約することでまん延をできる限り防止する。

帰国者・接触者相談センターは、次に掲げる事項について、市ホームページ、広報紙等を活用し、市民へ広く周知する。

- (a) 全ての発熱・呼吸器症状等を有する者から相談を受けるのではないこと
- (b) 発熱・呼吸器症状等に加え、発生国への渡航歴や患者との濃厚な接触歴がある者を対象としていること
- (c) (b)に該当する者は、まず帰国者・接触者相談センターへ電話により問合せること等

**(ウ) まん延期の医療体制**

県内での感染被害が拡大し、専用外来以外の医療機関でも患者を診なければならなくなった場合等には、専用外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。原則として医療機関は、自宅での治療が可能な入院中の患者については、病状を説明した上で退院を促し、新型インフルエンザ等の重症患者のため病床を確保する。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、県と連携し医療体制の確保を図る。また、在宅療養の支援体制として、新型インフルエンザ等の重症患者に係る診療に従事していない医師等が積極的に関与できる等の体制整備をしておく。

**(エ) 医療機関等との連携**

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、医師会等の関係機関のネットワークを活用する。

#### 4 医療関係者に対する要請・指示、補償

##### (ア) 要請・指示

県は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行う必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請又は指示することができる。

##### (イ) 実費弁償及び損害補償

特措法第62条第2項の規定に基づき、県は、国と連携して、特措法第31条の規定に基づく要請等に応じて患者等に対する医療の提供を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

特措法第63条の規定に基づき、県は、特措法第31条の規定に基づく要請等に応じて、患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

#### 5 抗インフルエンザウイルス薬等

##### (ア) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

新型インフルエンザに感染し、発症した場合、症状が出てから48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬を投与することで、症状を軽減し、健康被害を減らすことができる可能性がある。

このため、県は新型インフルエンザの流行に備え、発生前から国が示す抗インフルエンザウイルス薬の目標量を計画的かつ安定的に備蓄しておき、必要量を供給することが可能な体制を確保するとしている。

市は、県の備蓄量について適宜確認するとともに、備蓄薬に関する情報を収集する。

##### (イ) 予防投与

海外発生期から県内発生早期までに、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送事業者等に対し抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う際には、県の備蓄薬を使用できる。

#### 6 患者の移送

##### (ア) 新型インフルエンザ等の患者

感染症法第26条で準用する第19条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザ等の患者については、その移送体制の整備について責任を持つとともに、原則として市が移送を行う。

**(イ) 新感染症の患者**

感染症法第46条の規定に基づく入院の対象となった新感染症の患者については、感染症法第47条の規定に基づき、市が移送を行う。

**(ウ) 消防機関等の移送**

上記(ア)又は(イ)の患者が増加し、市による移送では対応しきれない場合は、事前に消防機関等と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を確立させる。

**(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保**

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、地域での流行が約8週間程度続くとされている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の市民生活が維持できるよう、国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。



## 8 緊急事態宣言時の措置

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、政府対策本部は、期間、区域を示して新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行う。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

緊急事態宣言がされたときは、国の基本的対処方針及び市行動計画に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

なお、近隣都県の発生状況等によっては、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していなくても、対象区域に含まれる場合もある。

### 1 緊急事態宣言時の体制

- ① 国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行った場合には、直ちに特措法第34条に基づき市対策本部を設置する。なお、既に市対策本部を設置していた場合は、特措法に基づき設置されたものと位置づける。速やかに対策本部会議を開催し、国の基本対処方針、市行動計画に基づき市の対応方針等を決定し、関係部局の連携を強化して、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③ 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

### 2 予防・まん延防止

- ① 県が実施する以下の要請等の措置について市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ適宜協力する。
  - ・ 市民に対し、特措法第45条第1項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しな

いことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

- ・ 学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

### 3 予防接種

- ① 市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。なお、小康期においても、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、市民に対し特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

### 4 医療

#### ① 臨時の医療施設（県内感染拡大期）

国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診

療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。なお、特措法第48条第2項の規定により、県は、必要があると認めるときは、事前に市と協議を行うことを基本とし、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市が協力する。

② 措置の縮小・中止（小康期）

必要に応じ、県内感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

## 5 市民生活及び地域経済の安定の確保

① 生活関連物資等の価格の安定等

県と連携し、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

② 要援護者への生活支援（県内感染拡大期）

国及び県からの要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施する。

③ 埋葬・火葬の特例等（県内感染拡大期）

国及び県からの要請を受け、新型インフルエンザ等による死亡者が増加した場合は、火葬場の経営者へ可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請するよう努める。

埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を、国が定めるため、市はこれに対応する。

④ 業務の再開（小康期）

国及び県と連携し、事業者に対し、地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

⑤ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止（小康期）

国及び県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

## 第3章 各発生段階における対応

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、発生段階ごとの対策はあくまでも目安であり、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

## 1 未発生期（国内・海外未発生）

状態
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li> </ul>
目的
発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

### (1) 実施体制

#### 1 行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び業務継続計画等の策定を行い、必要に応じて見直していく。

#### 2 国・県等との連携強化

国、県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### 1 通常のコサーベイランス

- ① 毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、患者発生サーベイランスにより、指定届出機関（定点医療機関）における患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握する（感染症発生動向調査）。
- ② 指定届出機関のうち基幹定点医療機関において、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向の調査から、重症化の状況を把握する。
- ③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

#### 2 情報収集

国及び県等が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。

### (3) 情報提供・共有

#### 1 継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ、広報紙等の各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

#### 2 体制整備等

コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うため、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④ 国、県や関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。
- ⑥ 発生前から情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。
- ⑦ 市職員間の情報共有として、市内LAN等を利用し、新型インフルエンザ等に関する正しい知識の啓発や認識の共有を図る。

### (4) 予防・まん延防止

#### 1 対策実施のための準備

##### ① 個人における対策の普及

市、学校及び事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、海外で発生した場合や国内で発生が確認されている場合において、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が要請する不要不急の外出の自粛要請の感染対策に

ついでに理解の促進を図る。

## ② 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が実施する施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

## (5) 予防接種

### 1 特定接種の基準に該当する事業者の登録

- ① 国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請の周知に協力する。
- ② 国が行う事業者の登録申請の受付事務及び基準に該当する事業者を登録事業者として登録する事務等に協力する。

### 2 接種体制の構築

#### ① 特定接種

特定接種の対象となり得る市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう、体制の構築を図る。

#### ② 住民接種

- ・ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種（臨時接種又は新臨時接種）することができるための体制の構築を図る。
- ・ 国及び県の技術的な支援を得て、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市民が本市以外の市町村でも接種を受けられるよう努める。
- ・ 国の示す接種体制の具体的なモデルを参考に、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## (6) 医療

### 1 地域医療体制の整備

- ① 新型インフルエンザ等の発生に備え、県保健所が主催する地域別対策会議に参画し、関係機関との連携や、医療関係団体との連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の整備等について検討する。
- ② 専用外来を行う医療機関について、設置の準備を進めるよう要請する。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を要請する。

**【参考】感染症指定医療機関の状況（平成25年12月末現在）**

- ① 第一種感染症指定医療機関：1か所
- ② 第二種感染症指定医療機関：10か所  
（うち、結核病床を有する医療機関：4か所）

県行動計画より

## 2 県内感染拡大期に備えた医療の確保

以下の点に留意して、県内感染拡大期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 国及び県と連携し、全ての医療機関に対して医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- ② 県が実施する入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握に協力する。
- ③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の対応能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて県と連携して検討を行う。
- ④ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑤ 県と連携し、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑥ 最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防本部に対して要請する。

## 3 手引き等の策定、研修等

- ① 国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。
- ② 国及び県と連携し、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

## 4 医療資器材の整備

必要となる医療資器材（個人防護具等）の備蓄・整備を進める。

## （7）市民生活及び地域経済の安定の確保

### 1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国及び県と連携し、まん延時における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、関係団体等の協力を得ながら、要援護者の把握に努めると



ともに、その具体的手続を検討する。

## 2 火葬能力等の把握

国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

## 3 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。

## 2 海外発生期

状態
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ul>
目的
<p>市内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 対策の判断に役立てるため、国が積極的に収集する、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を把握する。</li> <li>3) 万一、市内で発生した場合に早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li> <li>5) 国が検疫等により国内発生を遅らせている間に、医療機関等への情報提供、診療体制の確立等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ol>

### (1) 実施体制

#### 1 実施体制の強化等

- ① 海外において、新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、国及び県からの情報の収集を行い、必要に応じて市対策会議を開催し、情報の収集、市の対応方針等について検討を行う。
- ② 海外で新型インフルエンザが発生し、国及び県が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、必要に応じて任意の市対策本部を設置できるように準備する。
- ③ 市対策本部を設置した場合には、国が決定した基本対処方針等を考慮し、必要な体制を強化する。
- ④ 県保健所が必要に応じて主催する地域別対策会議に参画し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。また、必要に応じて、医療

関係団体と医療体制の整備等について協議を行う。

## (2) サーベイランス・情報収集

### 1 サーベイランスの強化等

- ① 未発生期に引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ② 市内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を行う。
- ③ 感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

### 2 情報収集

国等を通じて、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。

## (3) 情報提供・共有

### 1 情報提供

- ① 市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、市ホームページ、広報紙等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 情報の集約、整理及び一元的な発信並びに窓口業務の一本化を実施する。なお、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整する。

### 2 情報共有等

- ① 国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を利用し、国、県、関係機関等との情報共有を行う。
- ② 市職員間の情報共有として、随時、新型インフルエンザ等に関する最新情報など市内LAN等を利用し、全庁的な情報の共有を図る。

### 3 相談窓口の設置

- ① 市民からの一般的な問合せに対応できる体制を早急に整え、相談窓口を設置し、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。
- ② 新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討する。
- ③ 相談窓口等に寄せられる問合せ及び関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握

握し、次の情報提供に反映する。

#### (4) 予防・まん延防止

##### 1 市内でのまん延防止策の準備

国及び県と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

##### 2 感染症危険情報の通知等

海外渡航者に対して、国が通知する感染症危険情報や渡航延期の勧告等について市民に周知する。

##### 3 水際対策

新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者について、検疫所から情報の提供を受けた場合は、市内に居住する該当者に対する健康監視等を実施する。

#### (5) 予防接種

##### 1 特定接種

国及び県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### 2 住民接種

① 国及び県と連携し、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

② 全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に接種体制等について定めたマニュアル等に基づき、具体的な接種体制の準備を進める。

##### 3 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

#### (6) 医療

##### 1 新型インフルエンザ等の症例定義

国から示された新型インフルエンザ等の症例定義を、関係機関に周知する。

##### 2 医療体制の整備

① 県と連携して、感染症指定医療機関等に対して、外来・入院医療体制の確保について要請するとともに、必要な場合には、各医療機関において受入れ

可能な外来・入院患者数等を把握する。

- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、あらかじめ協力を依頼した医療機関に対し、新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）を設置するよう要請する。
- ③ 専用外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ④ 専用外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、埼玉県衛生研究所に搬送する。

### 3 帰国者・接触者相談センターの設置

帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者等であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。

### 4 医療機関等への情報提供

国から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

### 5 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

国及び県と連携し、医療機関に対し、県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

### 6 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく医療の対策の選択の目安については、別表1 病原性による医療の対策の選択について（概要）（P65）を参照する。

## （7）市民生活及び地域経済の安定の確保

### 1 事業者の対応

国及び県と連携し、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

### 2 遺体の火葬・安置

県からの要請に基づき、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、準備を行う。

### 3 国内発生期

状態
埼玉県以外のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
目的
市内発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方
<p>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内で発生した場合の状況等により国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等を行う。</p> <p>2) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が集約した国内外の情報を医療機関等に提供する。</p> <p>4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</p> <p>5) 県内での発生及び県内感染拡大期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>

#### (1) 実施体制

##### 1 実施体制の強化等

- ① 政府対策本部が基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示したときは、その内容を確認し、直ちに市対策会議を開催し、情報の集約・共有を行うとともに、必要に応じて、市対策本部を設置し、市の対応方針等を決定し、関係部局の連携を強化して、全市一体となった対策を推進する。
- ② 県保健所が必要に応じて主催する地域別対策会議に参画し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。また、必要に応じて、医療関係団体と医療体制の整備等について協議を行う。

##### 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

###### ① 緊急事態宣言時の体制

国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行った場合

には、直ちに特措法第34条に基づき市対策本部を設置する。なお、既に市対策本部を設置していた場合は、特措法に基づき設置されたものと位置づける。速やかに対策本部会議を開催し、国の基本対処方針、市行動計画に基づき市の対応方針等を決定し、関係部局の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### 1 サーベイランス

- ① 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施し、市内での新型インフルエンザ等発生の早期把握に努める。
- ② 国及び県と連携し、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、必要な対策を実施する。

### 2 情報収集

- ① 海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。
- ② 医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。

## (3) 情報提供・共有

### 1 情報提供

- ① 市民に対して、市ホームページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等の情報を速やかに提供する。この場合、対策の決定プロセス、実施主体についても、詳細を分かりやすく提供する。
- ② 特に市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、また受診方法等を周知するほか、職場、学校、事業所等での感染対策についての情報も適切に提供する。
- ③ 市民からの問い合わせ内容を踏まえて、市民がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

### 2 情報共有

- ① 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握

を行う。

- ② 市職員間の情報共有として、随時、新型インフルエンザ等に関する最新情報など市内LAN等を利用し、全庁的な情報の共有を図る。

### 3 相談窓口の体制充実・強化

- ① 市民からの相談の増加に備え、相談窓口の体制を充実・強化する。  
 ② 状況の変化に応じた国のQ&Aの改定版が通知された場合は、関係者に配布する。

## (4) 予防・まん延防止

### 1 市内での予防・まん延防止

- ① 国及び県と連携し、感染症法に基づき患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの準備を行う。
- ② 国及び県と連携し、市民、事業者等に対して、直接または、業界団体等を経由し、次の要請を行う。
- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ③ 県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

### 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 県が実施する以下の要請等の措置について市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ適宜協力する。
- ・ 市民に対し、特措法第45条第1項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象とな



る区域については、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

- ・ 学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## （5）予防接種

### 1 特定接種

海外発生期の対策を継続し、特定接種を継続する。

### 2 住民接種

国は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。

- ① 市民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。

- ② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の時間を要するが、供給が可能になり次第、市民へ接種に関する情報提供を開始するとともに、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- ③ 接種の実施に当たり、国及び県と連携し、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

## 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (6) 医療

### 1 医療体制の整備

発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、専用外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

### 2 患者への対応等

- ① 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、埼玉県衛生研究所に搬送する。
- ② 国及び県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ③ 国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく対応した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

### 3 医療機関等への情報提供

新たに国から示される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

### 4 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく対策の選択の目安については、別表1 病原性による医療の

対策の選択について（概要）（P65）を参照する。

## （7）市民生活及び地域経済の安定の確保

### 1 事業者の対応

国及び県と連携し、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

### 2 市民・事業者への呼び掛け

国及び県と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

### 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ① 生活関連物資等の価格の安定等

国及び県と連携し、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 4 県内発生早期

状態
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的
1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備え、体制を整備する。
対策の考え方
1) 感染拡大を止めることは困難であるが、県内発生の早期には積極的な感染拡大防止策を講じる。 2) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 県内発生の早期の新型インフルエンザ等患者への医療提供・相談体制を確実に運営し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 4) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 5) 感染の拡大に備え、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備などの体制整備を進める。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制

#### 1 実施体制の強化等

- ① 県内において、新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、直ちに市対策会議を開催し、情報の集約・共有を行うとともに、必要に応じて、市対策本部を設置し、市の対応方針等を決定し、関係部局の連携を強化して、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 県保健所が必要に応じて主催する地域別対策会議に参画し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。また、必要に応じて、医療

関係団体と医療体制の整備等について協議を行う。

## 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。なお、既に市対策本部を設置していた場合は、特措法に基づき設置されたものと位置づける。速やかに対策本部会議を開催し、国の基本対処方針、市行動計画に基づき市の対応方針等を決定し、関係部局の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③ 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### 1 サーベイランス

- ① 国内発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施し、市内での新型インフルエンザ等の発生状況を迅速に把握する。
- ② 国及び県と連携し、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、必要な対策を実施する。

### 2 情報収集

- ① 海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。
- ② 医療機関に対して症状や治療等に関する有効な情報を迅速に提供するため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。

## (3) 情報提供・共有

### 1 情報提供

- ① 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

- ② 特に市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、公共交通機関の運行状況等の社会活動についても情報提供する。
- ③ 市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

## 2 情報共有

- ① 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を継続して行う。
- ② 市職員間の情報共有として、随時、新型インフルエンザ等に関する最新情報など市内LAN等を利用し、全庁的な情報の共有を図る。

## 3 相談窓口の継続

- ① 国内発生期に引き続き、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口の体制を充実・強化し、適切な情報提供を行う。
- ② 状況の変化に応じた国のQ & Aの改定版が通知された場合は、関係者に配布する。

## (4) 予防・まん延防止

### 1 市内での予防・まん延防止

- ① 感染症法に基づき患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。
- ② 国及び県と連携し、市民、事業者等に対して、直接または、業界団体等を経由し、次の要請を行う。
  - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ③ 県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、

多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

## 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 県が実施する以下の要請等の措置について市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ適宜協力する。

- ・ 市民に対し、特措法第45条第1項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

- ・ 学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## (5) 予防接種

### 1 特定接種

国内発生期の対策を継続し、特定接種を継続する。

### 2 住民接種

国は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。

- ① 市民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の時間を要するが、供給が可能になり次第、市民へ接種に関する情報提供を開始するとともに、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- ③ 接種の実施に当たり、国及び県と連携し、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

### 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市民に対する予防接種について、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (6) 医療

### 1 医療体制の整備

- ① 国内発生期に引き続き、専用外来における診療、患者の入院措置等、及び帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を実施する。
- ② 県内感染拡大期に至らない段階であっても、以下の場合等、専用外来の意義が低下した場合には、専用外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除く。）で診療する体制に切り替えるとともに、感染症に基づく入院措置を中止する。
  - a 専用外来以外の一般外来から新型インフルエンザ等患者の発生数が増加し、専用外来での診療と一般の医療機関での診療を分離する意義が低下した場合



- b 専用外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合
- c 隣接する都県で患者が多数発生するなど、国内の流行状況を踏まえ、専用外来を指定しての診療体制を継続して実施する意義が低下した場合
- d 国から要請があった場合

③ なお、病原性が低いと判明する等により、専用外来の実施の必要性がなくなった場合には、国の判断を受け、新型インフルエンザ等専用外来及び帰国者・接触者相談センターを中止する。

## 2 患者への対応等

① 国及び県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

また、(6) - 1 ②のように患者数が増加した段階では、入院治療は重症者等に限定する。

② 国及び県と連携し、必要と判断した場合に、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行うために、埼玉県衛生研究所に搬送する。

③ 国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく対応した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

## 3 医療機関等への情報提供

国内発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

## 4 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく対策の選択の目安については、別表1 病原性による医療の対策の選択について(概要)(P65)を参照する。

## (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 1 事業者の対応

国及び県と連携し、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

### 2 市民・事業者への呼び掛け

国及び県と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって

の消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

### 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ① 生活関連物資等の価格の安定等

国及び県と連携し、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 5 県内感染拡大期

状態
県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。</li> <li>2) 市内での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。</li> <li>3) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ul>

### (1) 実施体制

#### 1 実施体制の強化等

- ① 県は、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態等にあると判断した場合は、国と協議の上、県内感染拡大期に入ったと宣言したときは、直ちに市対策会議を開催し、情報の集約・共有を行うとともに、必要に応じて、市対策本部を設置し、市の対応方針等を決定し、関係部局の連携を強化して、全庁一体となった対策を推進する。

- ② 県保健所が必要に応じて主催する地域別対策会議に参画し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。また、必要に応じて、医療関係団体と医療体制の整備等について協議を行う。

## 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。なお、既に市対策本部を設置していた場合は、特措法に基づき設置されたものと位置づける。速やかに対策本部会議を開催し、国の基本対処方針、市行動計画に基づき市の対応方針等を決定し、関係部局の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③ 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### 1 サーベイランス

- ① 新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のスーベイランスを継続する。ただし、重症者及び死亡者に限定して情報を収集する。  
また、学校等における集団発生の把握の強化については、通常のスーベイランスに戻す。
- ② 国及び県と連携し、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、必要な対策を実施する。

### 2 情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

## (3) 情報提供・共有

### 1 情報提供

- ① 市民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

- ② 特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、公共交通機関の運行状況等の社会活動の状況についても、情報提供する。
- ③ 市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

## 2 情報共有

- ① 国・県・関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。
- ② 市職員間の情報共有として、随時、新型インフルエンザ等に関する最新情報など市内LAN等を利用し、全庁的な情報の共有を図る。

## 3 相談窓口の継続

- ① 県内発生早期に引き続き、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口を継続する。
- ② 状況の変化に応じた国のQ & Aの改定版が通知された場合は、関係者に配布する。

# (4) 予防・まん延防止

## 1 市内でのまん延防止対策

- ① 国及び県と連携し、市民、事業者等に対して、直接または、業界団体等を經由し、次の要請を行う。
  - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ② 県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- ③ 国及び県と連携し、医療機関に対し、患者の治療を優先することから、患

者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国がその期待される効果を評価した上で継続の有無を決定することになっており、その方針に沿って対応する。

- ④ 県内感染拡大期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

## 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 県が実施する以下の要請等の措置について市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ適宜協力する。

- ・ 市民に対し、特措法第45条第1項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

- ・ 学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項

に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## (5) 予防接種

### 1 住民接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

### 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (6) 医療

### 1 医療体制の整備

専用外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

### 2 患者への対応等

- ① 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ② 国及び県と連携し、必要と判断した場合に、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行うために、埼玉県衛生研究所に搬送する。
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により薬局に送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
- ④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

### 3 医療機関等への情報提供

県内発生早期に引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報

等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

#### 4 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

#### 5 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく対策の選択の目安については、別表1 病原性による医療の対策の選択について（概要）（P65）を参照する。

#### 6 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

なお、特措法第48条第2項の規定により、県は、必要があると認めるときは、事前に市と協議を行うことを基本とし、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市が行う。

### （7）市民生活及び地域経済の安定の確保

#### 1 事業者の対応

国及び県と連携し、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

#### 2 市民・事業者への呼び掛け

国及び県と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。



### 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ① 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 国及び県と連携し、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

#### ② 要援護者への生活支援

- ・ 国及び県からの要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施する。

#### ③ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 国及び県からの要請を受け、新型インフルエンザ等による死亡者が増加した場合は、火葬場の経営者へ可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・ 国及び県からの要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を、国が定めるため、市はこれに対応する。

## 6 小康期

状態
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行はいったん終息している状況。</li> </ul>
目的
市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</li> <li>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</li> </ol>

### (1) 実施体制

#### 1 実施体制の変更

- ① 国が基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び、縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示したときは、直ちに市対策本部会議又は対策会議を開催し、小康期の対処方針に基づき、対策等の縮小・中止を行う。
- ② 県保健所が必要に応じて主催する地域別対策会議に参画し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。また、必要に応じて、医療関係団体と医療体制の整備等について協議を行う。

#### 2 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### 1 サーベイランス

- ① インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ② 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

## 2 情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国等を通じて必要な情報を収集する。

### (3) 情報提供・共有

#### 1 情報提供

- ① 第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、情報提供する。
- ② 市民から相談窓口等に寄せられた問合せ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

#### 2 情報共有

- ① 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。
- ② 市職員間の情報共有として、随時、新型インフルエンザ等に関する最新情報など市内LAN等を利用し、全庁的な情報の共有を図る。

#### 3 相談窓口の体制の縮小

国及び県の要請を受け、相談窓口の体制の縮小をする。

### (4) 予防・まん延防止

#### 1 市内での予防・まん延防止

流行の第二波に備え、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の継続の必要性を周知する。

### (5) 予防接種

#### 1 予防接種

流行の第二波に備え、市民に対し予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、市民に対し特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

## (6) 医療

### 1 医療体制

国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

### 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### ① 措置の縮小・中止

必要に応じ、県内感染拡大期までに講じた措置を適宜縮小・中止する。

## (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 1 市民・事業者への呼び掛け

国及び県と連携し、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

### 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### ① 業務の再開

国及び県と連携し、事業者に対し、地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

#### ② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

国及び県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

別表1 病原性による医療の対策の選択について（概要）

実行する対策				
病原性	病原性が不明又は病原性が高い場合		病原性が低い場合	
発生段階	県内発生早期まで	県内感染拡大期以降	県内発生早期まで	県内感染拡大期以降
相談体制	帰国者・接触者相談センター	—	—	—
	相談窓口	相談窓口	相談窓口	相談窓口
外来診療体制	専用外来	—	—	—
	専用外来以外の医療機関では、新型インフルエンザ等の患者の診療を原則として行わない	一般医療機関 新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	一般医療機関 必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	一般医療機関 必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定
	全ての患者に関する届出	—	—	—
	—	電話再診患者のファクシミリ等処方	—	必要に応じて、電話再診患者のファクシミリ等処方
入院診療体制	入院措置	—	—	—
	全ての患者が入院治療	重症者のみ入院治療	重症者のみ入院治療	重症者のみ入院治療
	院内感染対策	院内感染対策	院内感染対策	院内感染対策
	—	待機的入院、待機的手術の自粛	—	待機的入院、待機的手術の自粛
	—	定員超過入院	—	定員超過入院
—	臨時の医療施設等における医療の提供	—	—	
要請・指示	必要に応じて、医療関係者に対する要請・指示	必要に応じて、医療関係者に対する要請・指示	—	—
予防投与	抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討	患者の同居者については、効果等を評価した上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討	—	—
情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供

## 参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

### (1) 実施体制

#### 1 体制強化

国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### 1 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

#### 2 情報収集

鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

### (3) 情報提供・共有

1 県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

### (4) 予防・まん延防止

#### 1 疫学調査、感染防止策

- ① 国が必要に応じて派遣する、疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ② 疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投

与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等を実施する。

## (5) 医療

### 1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 医療機関に対し、感染が疑われる患者が迅速かつ確実な診断を行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう要請する。
- ② 感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、入院その他の必要な措置を講ずる。

### 2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ① 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、市に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。

## 用語解説

### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）に紹介するための相談センター。市民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。

### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○ 個人防護具

エアロゾル、飛沫などの暴露及び偶発的な接種のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### ○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

### ○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国



民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

#### ○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

#### ○ 新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

#### ○ 新型インフルエンザ等専用外来

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」といい、埼玉県での呼称が「新型インフルエンザ等専用外来」。

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来である。

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

#### ○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

## ○ 相談窓口

市民からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、市民に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等広範な内容にも対応する。

## ○ 致命率

流行期間中に、その疾病（ここでは新型インフルエンザ等）に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

## ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

## ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）

## ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。